

道路の整備方針等検討業務委託に係る  
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

道路の整備方針等検討業務委託  
契約期間 契約日から令和9年3月31日

2 選定した委託予定事業者

株式会社建設技術研究所大阪本社

3 公募期間

令和7年8月18日(火)～9月1日(月)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
吉田 長裕	大阪公立大学 准教授
山口 敬太	京都大学 准教授
藤原 直樹	追手門学院大学 教授

(2)選定委員会の開催日

- 1 回目:令和7年7月29日(火)
- 2 回目:令和7年10月16日(木)

### (3) 審査基準

#### ① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準
参加表明書の経験と能力	資格要件	技術部門登録 建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「道路部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして業務実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務1、2」を有していること) なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路の整備計画等策定に関する検討業務(一般道路や都市計画道路などの基本計画、整備計画等に関する中長期的計画の取りまとめなど) 2. 道路環境や景観に配慮した道路整備検討業務(道路環境計画・対策、環境配慮舗装検討、道路環境整備に関する検討業務など)
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「都市及び地方計画」または「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「都市及び地方計画」または「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(「都市計画及び地方計画部門」または「道路部門」)の資格を有し、登録を受けている者。
	管理技術者	専門技術力 過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路の整備計画等策定に関する検討業務(一般道路や都市計画道路などの基本計画、整備計画等に関する中長期的計画の取りまとめなど) 2. 道路環境や景観に配慮した道路整備検討業務(道路環境計画・対策、環境配慮舗装検討、道路環境整備に関する検討業務など)
	専任性	専任性 手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。

配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「都市計画及び地方計画」または「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「都市計画及び地方計画部門」または「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(「都市計画及び地方計画部門」または「道路部門」)の資格を有し、登録を受けている者。
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれかまたは両方について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路の整備計画等策定に関する検討業務(一般道路や都市計画道路などの基本計画、整備計画等に関する中長期的計画の取りまとめなど) 2. 道路環境や景観に配慮した道路整備検討業務(道路環境計画・対策、環境配慮舗装検討、道路環境整備に関する検討業務など)
	担当技術者1	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする) 【規定業務】 1. 道路の整備計画等策定に関する検討業務(一般道路や都市計画道路などの基本計画、整備計画等に関する中長期的計画の取りまとめなど)
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。
	担当技術者2	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示す「規定業務2」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする) 【規定業務】 2. 道路環境や景観に配慮した道路整備検討業務(道路環境計画・対策、環境配慮舗装検討、道路環境整備に関する検討業務など)
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。
	業務実施体制	その他留意事項		担当技術者の人数は、少なくとも2人以上配置することを想定しているものであり、3人以上の技術者の配置を妨げるものではない。(評価の対象とはしない。)
		業務実施体制の妥当性		下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (業務の主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

② 技術提案書評価基準

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑰の各項目毎に、次のように点数を計算して

100点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

A の場合は、配点×5/5点 B の場合は、配点×3/5点 C の場合は0点

A' の場合は、配点×4/5点 B' の場合は、配点×2/5点

テ ー マ 定 1	内容	現代社会の抱える人口減少、グローバル化、情報化などの課題、そして社会に求められる多様性など新たな価値の実現に向けて、道路を取り巻く環境の変化を踏まえ、道路施策を転換していく必要がある。 そこで、道路環境整備計画が策定された昭和60年代以降の社会環境の変化などを踏まえ、道路事業(整備計画等)の見直し検討を行うべき視点や内容など課題を列挙し、エリア特性などに応じた効率的な道路整備水準(グレードアップダウン、機能付加等)を検討するための方法や理由などを示し、道路整備方針、水準の策定に必要となる内容や体制、その検討プロセスについて述べてください。
テ ー マ 定 2	内容	近年の地球温暖化に伴う気候変動の影響により自然災害が頻発、激甚化するなか、道路分野での脱炭素化推進や国の動向を踏まえ、環境に配慮した道路空間整備のあり方検討を行う必要がある。 そこで、サステナブルな施策を展開するために、脱炭素化をはじめ、環境に配慮した道路整備に必要な視点や留意点などを列挙し、効果的な道路空間構成(断面構成)や必要な道路空間構成要素など具体例を示し、今後の道路環境整備計画策定に向けた実施プロセスについて述べてください。

評価シート				評価例						
評価項目	評価の着眼点	配点			評価	評価の換算計算	評価点			備考
		項目別	複数時配分	項目別配分			項目別配分	複数時配分	項目別	
配 置 予 定 技 術 者 の 能 力 の 検 査	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	10	5	A	5×5/5	5.0	8.0	22.0	①
		専任性(他業務との兼任状況)		5	B	5×3/5				3.0
	照査技術者	過去10年間の規定業務の実績	5	5	A	5×5/5	5.0	5.0	③	
	担当技術者1	専任性(他業務との兼任状況)	5	5	A	5×4/5	4.0	4.0	④	
	担当技術者2	専任性(他業務との兼任状況)	5	5	A	5×5/5	5.0	5.0	⑤	
実 施 方 針 ・ 工 程 ・ 実 施 そ の 他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	5	5	A	5×5/5	5.0	5.0	19.0	⑥
	業務実施手順(フロー・工程表)	実施手順の妥当性	15	10	B	10×3/5	6.0	11.0		⑦
		業務量把握、人員配置の妥当性		5	A	5×5/5	5.0			⑧
	その他	重要事項の指摘	5	5	B	5×3/5	3.0	3.0		⑨
特 定 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	特定テーマ1	的確性	25	5	A	5×5/5	5.0	20.0	44.0	⑩
				キーワードの網羅	5	B'	5×2/5			2.0
		実現性		10	A	10×5/5	10.0			⑫
		独創性		5	B	5×3/5	3.0			⑬
	特定テーマ2	的確性	25	5	A	10×5/5	10.0	24.0	⑭	
				キーワードの網羅	5	B	5×3/5		3.0	⑮
		実現性		5	A	5×5/5	5.0		⑯	
		独創性		10	B	10×3/5	6.0		⑰	
合計(100点満点)			100.0				85.0			

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考		
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	管理技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	管理技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	①		
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	②	
	担当技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	照査技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	照査技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	—	③	
		専任性	他業務との兼任状況	担当技術者1	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	④
				担当技術者2	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	⑤

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
実施 工程 方針 表・実 施の フロー ・	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の 理解が特に優れている。	－	目的、条件、内容の 理解が十分である。	－	目的、条件、内容の 理解が十分とは言え ない。	⑥
	業務実施 手順 (フロー・工程表)	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥 当であり、特に実効 性のある。	業務の実施手順が妥 当であり、実効性が ある。	業務の実施手順が概 ね妥当である。	－	業務の実施手順が十 分とは言えない。	⑦
		業務量の把握、 人員配置の妥当性	業務量の把握が優れ ており、業務項目ご とに必要な体制と なっている。	－	業務量の把握ができ ており、人員が概ね 充足している。	－	業務量の把握、人員 が、十分とは言えな い。	⑧
	その他	重要事項の指摘	要請時点で示し落し た重要事項の指摘が あり、対応策が提案さ れている	－	要請時点で示し落し た重要事項の指摘が ある	－	要請時点で示し落し た重要事項の指摘がな い	⑨
特定 テー マ1に 対す る技 術提 案	的確性	課題の把握が十分か	想定される課題とと もに課題に対する具 体的な根拠が示され ており、理解が特に 優れている。	－	想定される課題が概 ね示されており、理 解が十分である。	－	内容が的確性を欠く など、課題把握とし て十分とは言えない。	⑩
		キーワードの網羅	必要なキーワードが 全て網羅されている。 (100%)	必要なキーワードが 80%以上100%未 満、記載されている。	必要なキーワードが 60%以上80%未 満、記載されている。	必要なキーワードが 40%以上60%未 満、記載されている。	必要なキーワードが 40%未満であり十 分とは言えない。	⑪
	実現性	説得力があるか	本業務の検討プロセ スとスケジュールが 論理的かつ具体的に 示されており、実現 性のある内容であ り、課題解決の提案 がある。	本業務の検討プロセ スとスケジュールが 論理的かつ具体的に 示されており、実現 性のある内容であ る。	概ね本業務の検討プ ロセスとスケジュー ルが論理的かつ具体 的に示されている。	－	内容が論理的かつ具 体的に示されておら ず、提案としては十 分とは言えない。	⑫
	独創性	独創的な工夫があるか	課題解決に寄与する 工夫された提案が3 つ以上ある。	課題解決に寄与する 工夫された提案が2 つ以上ある。	課題解決に寄与する 工夫された提案があ る。	－	汎用的な検討であ り、工夫が見られな い。	⑬
特定 テー マ2に 対す る技 術提 案	的確性	課題の把握が十分か	想定される留意点と ともに留意点に対す る具体的な根拠が示 されており、理解が 特に優れている。	－	想定される留意点が 概ね示されており、 理解が十分である。	－	内容が的確性を欠く など、留意点の把握 として十分とは言え ない。	⑭
		キーワードの網羅	必要なキーワードが 全て網羅されている。 (100%)	必要なキーワードが 80%以上100%未 満、記載されている。	必要なキーワードが 60%以上80%未 満、記載されている。	必要なキーワードが 40%以上60%未 満、記載されている。	必要なキーワードが 40%未満であり十 分とは言えない。	⑮
	実現性	説得力があるか	計画策定に向けた実 施プロセスとスケ ジュールが論理的か つ具体的に示されて おり、実現性のある 内容であり、留意点 に対する対応方法の 提案がある。	計画策定に向けた実 施プロセスとスケ ジュールが論理的か つ具体的に示されて おり、実現性のある 内容である。	概ね計画策定に向け た実施プロセスとス ケジュールが論理的 かつ具体的に示され ている。	－	内容が論理的かつ具 体的に示されておら ず、提案としては十 分とは言えない。	⑯
	独創性	独創的な工夫があるか	留意点についての対 応方法として工夫さ れた提案が3つ以上 ある。	留意点についての対 応方法として工夫さ れた提案が2つ以上 ある。	留意点についての対 応方法として工夫さ れた提案がある。	－	汎用的な検討であ り、工夫が見られな い。	⑰

## (4) 審査を行った事業者(五十音順)

株式会社建設技術研究所 大阪本社

セントラルコンサルタント株式会社 大阪支社

パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社

## (5) 審査の結果

## (1) 配置予定技術者に関する評価

評価項目	評価の着眼点	I社		II社		III社		
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	5	A	5	B	3
		他業務との兼任状況	A	5	A	5	A	5
	担当技術者1	過去10年間の規定業務の実績	A	5	A	5	B	3
		他業務との兼任状況	A'	4	A'	4	A'	4
	担当技術者2	他業務との兼任状況	A'	4	A	5	A'	4
合計(25点満点)		23		24		19		

## (2) 技術提案書に関する評価

評価項目	評価の着眼点	I社		II社		III社			
		評価	点数	評価	点数	評価	点数		
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	A	5	A	5	A	5	
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実務手順の妥当性	A	10	A'	8	A	10	
		業務量の把握、人員配置の妥当性	A	5	A	5	B	3	
	その他	重要事項の指摘	A	5	A	5	A	5	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ	的確性	議題の理解度	A	5	B	3	A	5
		キーワードの網羅	A'	4	B	3	A'	4	
	実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	A	10	B	6	A'	8	
	独創性	高度で独創的な提案があるか	A	5	A'	4	A'	4	
	特定テーマ	的確性	課題の理解度	A	5	B	3	A	5
			キーワードの網羅	B	3	A'	4	A'	4
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	A	5	A'	4	A'	4
		独創性	高度で独創的な提案があるか	A'	8	A'	8	A	10
合計(75点満点)		70		58		67			